

大阪市水道事業管理規程第7号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（条例第6条第1項ただし書の局長が指定する職員）</u></p> <p><u>第15条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第33号）附則第2項の規定により読み替えて適用する条例（以下「読替え後の条例」という。）第6条第1項ただし書に規定する局長が指定する管理監督職員は、次の各号に掲げる扶養手当の区分に応じ当該各号に定める職員とする。</u></p> <p><u>(1) 読替え後の条例第6条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当 水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの</u></p> <p><u>(2) 読替え後の条例第6条第2項第6号に</u></p>	<p>（条例第6条第1項ただし書の局長が指定する職員）</p> <p><u>第15条</u> 条例第6条第1項ただし書に規定する局長が指定する職員は、水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。）とする。</p>

該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）に係る扶養手当 水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(扶養親族の承認基準)

第15条の2 読替え後の条例第6条第2項に規定する局長の承認は、次に掲げる基準により行う。

- (1) その扶養親族につき民間その他から扶養手当に相当するものが支給されていないこと
- (2) その扶養親族の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円程度以下であること
- (3) 読替え後の条例第6条第2項第5号に掲げる者にあつては、前2号によるほか、障害の程度が労務に服することができない程度であること
- (4) 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者であること

(扶養手当の月額)

第16条 〔①〕 扶養手当の月額は、読替え後の条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円）、扶養親族たる配偶者については1人につき3,000円とする。

(扶養親族の承認基準)

第15条の2 条例第6条第2項に規定する局長の承認は、次に掲げる基準により行う。

- (1) その扶養親族につき民間その他から扶養手当に相当するものが支給されていないこと。
- (2) その扶養親族の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円程度以下であること。
- (3) 条例第6条第2項第6号に規定する者にあつては、前2号によるほか、障害の程度が労務に服することができない程度であること。
- (4) 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者であること。

(扶養手当の月額)

第16条 〔①〕 扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円と

2 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第17条 新たに読替え後の条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、所定の扶養親族（異動）届によりその旨を速やかに局長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、局長において扶養の事実等を認定することができる場合として局長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

3 第1項に規定する扶養親族（異動）届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 被扶養者が、読替え後の条例第6条第2項各号に掲げる親族であることを証明する書類

(2) 被扶養者が職員と生計を一にし、かつ、主として職員の収入により生計を維持していることを証明する書類

(3) 被扶養者の所得額又は所得のないことを証明する書類

する。

2 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第17条 新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を局長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

(3) 職員と同居している扶養親族（7級以

(4) 被扶養者が心身に著しい障害がある者である場合は、その事実及びその事実の生じた日並びにその程度を証明する書類

(5) 扶養親族たる要件を欠くに至ったときは、その事実及びその事実の生じた日を証明する書類

(6) その他局長が読替え後の条例第6条第2項に規定する承認を与えるにつき必要と認める書類

4 局長は、その必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる添付書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

[削る]

上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)が別居するに至つたが、引き続き扶養親族たる要件を具備している場合

(4) 職員と別居していた扶養親族(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)が同居するに至つた場合

第18条 前条の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる申請書又は届書を局長に提出しなければならない。

(1) 扶養親族認定申請書

(2) 扶養親族減少届

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を、届書には、これに準じ扶養親族減少の事実を証するに足る書類を、局長が定めるところによりそれぞれ添付しなければならない(届書にあつては、既に提出した書類をもつてこれに充てることのできる。)

(1) 当該申請に係る扶養親族としようとする者が、条例第6条第2項各号に掲げる親族であることを証明する書類

(2) 職員と生計を一にし、かつ、主として職員の収入によつて生計を維持するものであることを証明するに足る書類(ただし、子の出産の場合を除く。)

(3) 心身に著しい障害がある者については、その事実を証明するに足る書類

[削る]

第18条及び第19条 削除

(扶養手当の支給)

第20条 〔①〕 扶養手当の支給は、職員が新たに読替え後の条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その事実の生じた日の属する月をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第17条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(4) その他局長が承認を与えるにつき必要と認める書類

第19条 局長が前条に定める申請書又は届書を受理したときは、扶養親族調書に登録するものとする。

[新設]

(扶養手当の支給)

第20条 〔①〕 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日から、扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で第17条の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員及び7級以上職員以外の職員となつた場合又は職員に同条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつた場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同条第1号に該当する事

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、新たに職員になった者が読替え後の条例第6条第1項の職員たる要件を具備しているときは、その者が職員になった日から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつたとき（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子になつたときを除く。）は、その事実が生じた日の属する月から、それぞれ扶養手当の支給を開始し又は支給額を改定し、読替え後の条例第6条第2項第1

実が生じた場合において、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又は支給額を改定する。

2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第17条の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員以外のものが7級以上職員となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員となつた場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合においては、その事実の生じた日（条例第6条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日である者を除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもつて支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

[新設]

号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至ったとき（その者の誕生日が4月1日である者であるときを除く。）は、その事実が生じた日の前日の属する月をもつて扶養手当の支給を終わり又は当該月の翌月から支給額を改定する。

4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第27条の3 条例第11条の2の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して局長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- (1) 条例第11条の2第1項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において局長が定める額

[(2) 略]

[2 略]

(期末手当)

第28条 [略]

2 前項に定める期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の別に管理規程で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の別に定める事由により所定の勤務日に勤務しなかつ

3 [同左]

(管理職員特別勤務手当)

第27条の3 条例第11条の2の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第11条の2第1項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において局長が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して局長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

[(2) 同左]

[2 同左]

(期末手当)

第28条 [同左]

2 [同左]

た日の日数をいう。以下同じ。)を減じた日数をいう。以下同じ。)の区分(第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分)に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で別に管理規程で定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 期末手当基礎額に100分の125(別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(別に管理規程で定める職員を除く。以下「課長級以上の職員」という。)にあつては、100分の105)を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の70(課長級以上の職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額

[3～6 略]

(勤勉手当)

第29条 [略]

[2 略]

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において別に管理規程で定めるところにより定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の210(課長級以上の職員にあつては、100分の250)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 期末手当基礎額に100分の127.5(別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(別に管理規程で定める職員を除く。以下「課長級以上の職員」という。)にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の71.25(課長級以上の職員にあつては、100分の61.25)を乗じて得た額

[3～6 同左]

(勤勉手当)

第29条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215(課長級以上の職員にあつては、100分の255)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分

の100 (課長級以上の職員にあつては、100分の120)

[4 略]

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の105 (課長級以上の職員にあつては、100分の125) を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (課長級以上の職員にあつては、100分の60) を乗じて得た額

[6・7 略]

(期末手当の支給制限)

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、第28条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号及び第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。ただし、局長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

[(1)・(2) 略]

(3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した

の102.5 (課長級以上の職員にあつては、100分の122.5)

[4 同左]

5 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の107.5 (課長級以上の職員にあつては、100分の127.5) を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 (課長級以上の職員にあつては、100分の61.25) を乗じて得た額

[6・7 同左]

(期末手当の支給制限)

第29条の2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した

日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項又は第2項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。以下同じ。）で、刑事事件（同項各号に該当して一時差止処分を受けた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

[(5) 略]

[2～6 同左]

（期末手当の支給の一時差止め）

第29条の3 局長は、支給日に期末手当を支給することとされている職員（次項に規定する職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

[(2)・(3) 略]

[2・3 略]

- 4 局長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場

日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項又は第2項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。以下同じ。）で、刑事事件（同項各号に該当して一時差止処分を受けた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

[(5) 同左]

[2～6 同左]

（期末手当の支給の一時差止め）

第29条の3 [同左]

- (1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

[(2)・(3) 同左]

[2・3 同左]

- 4 [同左]

合において、一時差止処分を受けた者が刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

〔(1) 略〕

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき

〔(3) 略〕

[5 略]

〔(1) 同左〕

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき

〔(3) 同左〕

[5 同左]

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第29条の2第1項第3号及び第4号並びに第29条の3第1項第1号及び第4項第2号の改正規定並びに次項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに前項ただし書に規定する規定の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程第29条の3第1項（第1号に係る部分に

限る)、第2項(第1号に係る部分に限る)及び第4項(これらの規定を同規程第29条の5において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。